



### 笑顔が主役 —国際交流—

#### 市民どうしの出会いを応援します

ことし、姉妹都市ベリンハム市との職員交換事業を始めました。8月にこちらから職員が2人行き、先月28日、むこうの職員2人と一緒に帰国。ベリンハム市の2人は、さっそく、30日、若潮走友会の仲

間に入り、タイムレースに挑戦しました。タイムレースは、館山市とベリンハム市の走友会が、同じ日に、同じ距離を走り、タイムを競い合うレース。国を越えて、人と人がふれあう時、主役は笑顔です。簡単なあいさつから、出会いが始まります。「私も、よその国のことをもっと知りたい」という気持ちこそが国際交流。そんな気持ちを市は積極的に応援します。



国道二二八号線を走ると、館野地区の東市民運動場と箱橋の交差点の間で、小さな用水路を越えていることにお気づきでしょうか。  
 箱橋下の滝川堰と国分にある堰を結び、国道に沿って南側に流れる一歩み余りの用水堀から、滝川へと水を落とすための水抜け用水路です。国道をトンネル状に渡っているため、今ではほとんど誰も気付く人はいないでしょう。



### 橋への感謝 滝川の石橋供養塔

—67—

この国道は、江戸時代も外房から館山に向かう重要な街道で、多くの人々が往来していました。



正面に石橋供養と刻まれた石塔です。文政五年(一八二三年)に建てられ、今は国道脇にひっそりたたずんでいます。  
 江戸時代には滝川村(現在の館野地区山本)といわれ、この年、石橋の完成を喜び、滝川の人々が建てたものです。

江戸時代の人々は橋や道路、石段などができたとき、道徳養塔や敷石供養塔を建て、それが長く丈夫に保たれるように祈りました。この供養塔もやはり、その完成を喜び供養を行ったことの記念碑として建てられたのです。  
 便利になったことへの感謝と、そうした気持ちがいっまでも持ち続けたいと願う江戸時代の人々の記念碑ともいえるでしょう。

今のように、国道が整備される以前、ここは橋を渡って越えなければならなかったのです。昔、ここに石の橋が架かっていたことを物語っているのが、

市立博物館の十一月の休館日は、五日、十二日、十九日、二十六日です。

### 皆さんの相談室です。お気軽にどうぞ

#### 児童

市福祉事務所

専門の先生が子供の養育の問題点について相談を受けます。

#### 市民

市役所市民相談室

毎日午前9時～午後5時

#### 家庭教育

ことば、生活習慣、登校拒否、非行、性、いじめの相談など

#### 年金

市役所で 厚生年金など

11月16日(金) 午前10時～午後3時

月～全曜日 午前9時～午後4時  
 中央公民館 電話で23-3111へ

#### 心配ごと

毎週火曜日

午前10時～午後3時  
 登記・相続・火傷に関する相談は、専門相談員により毎月第1火曜日

#### 消費生活

商品やサービスの苦情

市役所市民相談室  
 11月1日(水) 午前9時～午後4時

#### 身障・精薄

毎月第4火曜日 午後1時～3時

※身障 伊賀病院  
 ※精薄 田村第二病院

福祉事務所福祉係に必ず事前に申し込みを

#### 結婚

毎月第1・3日曜日

午前10時～午後4時

※市民センターで、社会福祉協議会 (☎23-5068)

#### 乳幼児

○乳児相談

11月5日(月) 保健センター  
 11月26日(月) 保健センター (4か月児)  
 午前9時30分～10時受付 (10か月児)  
 午前10時30分～11時受付

○1歳6か月健診

11月1日(水) 保健センター  
 午後1時30分～2時受付  
 元年4月生まれ児対象

○3歳児健診

11月22日(水) 館山保健所  
 午後1時30分～2時受付  
 62年8月生まれ児対象



# あなたが 投票日は

## 投票所別有権者数

合計 41,757人 (2.9.2現在)

投票所名	場 所	登録者数
第1投票所	船形小学校体育館	3,793
第2投票所	那古小学校体育館	1,490
第3投票所	第一中学校体育館	1,936
第4投票所	亀ヶ原八幡神社社務所	520
第5投票所	安房高等学校第三体育館	3,737
第6投票所	第三中学校玄関ロビー	4,186
第7投票所	長須賀中央青年館	3,320
第8投票所	市営市民体育館	2,094
第9投票所	館山小学校講堂	4,380
第10投票所	豊津地区学習等供用施設	3,389
第11投票所	市営西岬市民体育館	1,603
第12投票所	西川名会館	549
第13投票所	西岬西地区公民館	606
第14投票所	藤原農業協同組合集荷所	932
第15投票所	神戸地区公民館	1,524
第16投票所	富崎地区公民館	1,473
第17投票所	神余小学校講堂	598
第18投票所	豊房小学校体育館	1,532
第19投票所	畑青青年館	146
第20投票所	館野小学校体育館	2,457
第21投票所	九重小学校体育館	1,492



**入場券は郵送で  
公報は新聞折り込み**

投票所入場券は郵送で、選挙公報は新聞に折り込み、各家庭に配ります。

入場券は無くしても、選挙人名簿に登録されていれば投票で

**投票時間は  
午前7時から  
午後6時まで**

入場券は無くしても、選挙人名簿に登録されていれば投票で

# 決める館山市長

## 11月18日

十一月十八日は、館山市長選挙の投票日です。市長は、これからの四年間、わたしたちの代表として、市政を進める人。しかし、それを選ぶのはあなたです。館山市はこうあってほしい、こうあるべきだ、という考えをこの選挙で生かし、悔いのない投票をしましょう。

### 悔いのない投票を

十一月十八日に、市長選挙があります。この選挙で、当選した市長にこれからの四年間、市の政治を任せることとなります。市長選挙の告示は、十一月十一日です。この告示の前には、選挙運動はできません。また選挙運動期間中であっても、戸別訪問、署名運動や金銭・物品・



### 投票できる人

選挙人名簿に登録されている人。登録されている人は、昭和

### 明日に伝えよう、大切な一票

飲食物の提供など禁止されています。

この選挙は、みなさんが日ごろから考えている館山市の将来のことなどを市政に生かす良いチャンスです。そのためにも、候補者が何を考え、どんなことをしようとしているのか、よく見、よく聞き、よく考えて、悔いのない投票をしましょう。

### 住所が変わったら

十一月一日までに、市内で住所の異動をし、届けを出した人は、新しい住所地の投票所で投票できます。この日以後に届けを出した人は、今までの住所地の投票所へどうぞ。

### 不在者投票を

投票日に出張、旅行や病気等のため投票できない人は、あらかじめ投票日前に投票できます。不在者投票ができる期間は、告示日の十一月十一日から、投票日の前日十一月十七日までです。午前八時三十分から午後五時まで、土、日曜日でも受け付けます。このとき、印鑑が必要です。このほかに、指定した病院や、老人ホームなどに入っている人は、その施設で投票できます。

### 代理・点字投票も

市内では、館山病院、北条病院、伊賀病院、小林病院、妻房医師会病院、館山養護老人ホーム、館山特別養護老人ホーム、田村第二病院の八か所です。

体や目が不自由なので、自分で投票用紙に書けない人は、代理投票ができます。投票所の係

選挙公報は新聞に折り込みませす。新聞をとっていない人は、あらかじめ、市選挙管理委員会(☎22-3111 内線225)へご連絡ください。

# C&B運動で 清潔で美しいまちづくり

清潔で美しいまちづくりを基本理念にかかげ「グリーンランド・ビュティフル運動」が始まって四年。すこしずつ、しかし着実に市民に定着してきたようです。ことしも十月二十日から十一月五日まで「秋のまちを愛する週間」として全市一斉に環境美化運動を展開します。積極的な市民参加をお願いします。また、四月から始めた古紙の回収事業の状況についても報告します。



10/20～11/5  
まちを愛する週間

ことしも十月二十日から十一月五日まで「まちを愛する週間」に設定して、全市一斉に環境美化運動を展開します。町内会連合協議会、コミュニニ

ティ連絡協議会、商工会議所、観光協会、防犯協力会などの協力を得、市内一斉清掃や錦鯉の放流、あき缶のノーポイ運動、不法投棄キャンペーンなどの啓発活動を実施します。この「週間」を契機に、もう一度地域を見直し、きれいなまちづくりを進めましょう。

## 10月28日(日)は 市内一斉清掃デー

「週間」中の十月二十八日に、各地区、町内会、各種団体を中心に、市内一斉清掃が行われます。収集袋は市で用意してあります。集められたごみは、市の収集車が回収します。

また、これまで参加してこなかったグループや仲間などたくさんの方の団体参加も募っています。市環境生活課(☎二二一三二二一内線二二七)まで連絡してください。ひとりでも多くの参加をお願いします。

春の一斉清掃では、およそ一万六千人が参加し、道路や空き地、海岸からあき缶など二十七トンのごみが集められ、紙ごみの減量と森林資源保護、リサイクルを目的に始めた古紙回収では三十六トンが回収されました。

## 河川浄化を願い 錦鯉を放流

地区コミュニニティ委員会を中心に、町内会や子ども会、PTAなどによる、錦鯉の放流が行われます。

十一月三日の文化の日、汐入川、平久里川など市内主要河川に四千尾を放流します。

この事業は、河川浄化への市民の関心を高めようとするもので、今回で十回めです。

問い合わせは、市社会開発課(☎二二一三二二一内線二二二)へ。

## レポート 古紙回収を始めて六か月

### 紙ごみは困り者 回収すれば大切な資源

この古紙回収は四月号広報でお知らせしたように、急増する紙ごみに対処するため始めたものです。市内から出てくる年間約二万トンの可燃ごみのうち、約五十割を紙ごみが占めています。昨年度はこのごみを燃やするのに約三億円もの経費がかかりました。紙ごみは処理するのに大変な困り者。紙ごみは高力

ロリーなため、焼却炉をいためやすく、少しづつしか燃せないで、日量百トンの処理能力を持つ施設なのに八十トンしか燃せなくなりました。

このように困り者の紙ごみも古紙回収により再資源化されれば、ごみ処理経費の削減や焼却炉の延命につながるうえ、森林資源の保護にも役立つ大切な資源なのです。

### 可燃ごみ増加率が 減少に

みなさんの協力を得て古紙の回収を始めてから六か月。その状況をお知らせします。

これまでに新聞紙百三十五トン、雑誌類九十四トン、ダンボール一トンの合計二百三十トンの古紙が回収されました。

昭和六〇年度から平成元年度までの五年間は可燃ごみ増加率が毎年平均六・二割づつ増えていました。しかし、古紙回収を始めた結果、今年四月から九月では対前年度比で、マイナス一・二割になり、年間を通して

### 昨年と今年の可燃ごみの量の比較 (4～9月の比較)

平成元年度	11,142トン
平成2年度	11,010トン(-1.2%)

古紙回収を実施しなかった場合の増加分、推定量 778トン

も伸び率は三割以内になる見込みです。可燃ごみの増加率が低下することは、それだけごみ処理費用の節約につながります。ところで、新聞の販売量などから市内だけでも新聞や雑誌など、年間推計約二千トン以上、半年では千トン以上の古紙の回収が見込まれています。

二百三十トンの回収量は、民間の古紙回収業者が集めた三百トンと合わせても、まだ全部が回収されていないことを意味しています。

「紙は文化のパロメーター」と言われるように、将来の紙需要はさらに増加が見込まれています。このことは今まで以上に古紙が発生してくることを意味します。これからの課題は、今行なっている古紙の回収をしっかりと定着

### 森林資源保護と リサイクル

#### 再生紙マークでPR

市では、ごみの再資源化を進めると同時に、リサイクルの面から再生紙の使用を積極的に進めています。4月から広報やかいらんに再生紙を使い、この〇〇は森林資源保護のため再生紙を利用しています」のキャッチフレーズでPRしてきました。

今月から、さらにみなさんに再生紙の活用を知ってもらうため、市の発行する再生紙を使用した刊行物や書類に、

いままでのキャッチフレーズにかえて、館山市独自の再生紙マークを採用することにしました。この再生紙マークは中央の樹木で森林資源保護を周囲の矢印で資源のリサイクルを表しています。カラーでは葉の部分が緑色、矢印がうす緑色です。今月号の広報やかいらんから採用しています。



### 11月の古紙回収日

十一月の各地区の古紙回収日をお知らせします。(下表)

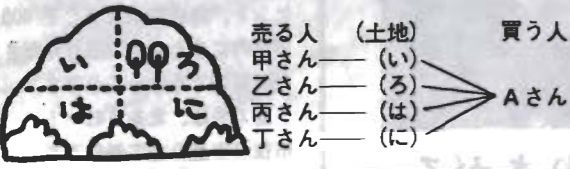
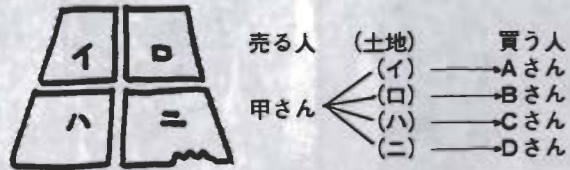
九月からダンボールの回収も始めました。新聞・雑誌・ダンボールに区別し、東ねて、午前八時三十分までに指定の搬出場所へ出してください。

地区	曜日	11月
山	第2週 日曜	4日
	第4週 日曜	20日
北条	第3週 日曜	11日
	第5週 日曜	27日
那古・船形	第5週 日曜	25日
	第2週 木曜	8日
西・富崎	第2週 月曜	5日
	第4週 木曜	22日
館野・九重	第4週 水曜	21日



### 一団の土地取引(一図)

個々の取引面積は小さくても、合計していくと一定面積以上となる図のような一団の土地取引は個々の取引それぞれについて届出が必要です。



- 更の勧告をすることがあります。取り引きに特に問題がないときは、届けを受けてから六週間以内に勧告はしない、と通知します。つまり、この通知を受けるとは契約ができるわけです。
- #### 届出に必要な書類
- 1 土地売買等届出書(市役所にあります)
  - 2 位置図(縮尺二万五千分の程度)
  - 3 対象地とその周辺の状況図(縮尺二万五千分の程度)
  - 4 公図
  - 5 実測取引なら実測図
  - 6 土地利用計画図
  - 7 土地登記簿謄本
  - 8 その他、必要と認められる書類
- 1から6までは、正本一部、副本三部の計四部を提出してください。
- 2・3の図面は、市役所内開発公社で販売。4の公図は税務課でコピーできます。

### 罰則などが

届出をしないで土地取引をしたり、偽りの届出をしたりすると、罰則を受けたり、税法上の特典が受けられなくなることがあります。

また、届けをしなかったり、届けても勧告に従わないで、悪質な取引をした場合、新聞、テレビなどを通じて公表することもあり、信用を失うことになります。

### 大規模な取引は届出の前に申し出を

大規模な土地取引引きなど、次のような場合は届出に先立って「大規模取引等事前指導申し出」を行う必要があります。

- 1 五万平方メートル以上の土地取引を行う場合
- 2 自然公園区域を含む場合
- 3 保安林を含む場合
- 4 農業用区域や二万平方メートル以上の農地を含む場合

お問い合わせは、市役所都市計画課(☎二二三一一一内線二八五)か千葉県土地対策課(☎〇四七二一三三七八七〇)へ。

### 林間工業団地

#### インダストリアルパークを計画

市は、インダストリアルパーク、すなわち工業団地を整備するための基本計画をつくる準備をしています。これは新たな企業を呼ぶために、用地を確保し、造成を行うものです。場所は館野と九重地区の林間部になります。

工業団地とはいつても、煙や騒音からイメージされる工場の集合したものではありません。このインダストリアルパークの計画は、豊かな自然と緑を活かし、自然景観との調和のとれた企業、例えば、最先端技術を駆使したクリーンな企業や研究施設等の立地を目指しています。これらの企業誘致によって、およそ二千人程度の雇用が見込まれます。

市はこれまで、産業振興調査や企業立地調査を行い、地域の特性を活かした製造業等の企業立地の可能性や地場産業の振興方策などを調査してきました。

この計画は、館山市が計画を立て、千葉県が支援して行います。市では、現在、地元のみならず話し合いを重ねています。基本計画も地元と県・市の三者で話し合いながら作っていきます。



## 限りある資源、土地

# 取り引きには、届け出を

一定面積以上の土地を取り引きするときは、届け出が必要であることを存じましょうか。自分の土地を誰に売ろうと、いいじゃないか」という素朴な疑問があります。しかし、みんなが勝手に土地を利用し、自分だけの利益で土地取り引きを行ったらどうなるでしょうか。どんな人でも、自分の土地の中で生活している人はいないはず。確かに、土地そのものは自分のものであるに違いないですが、土地の持つ機能には、わたしたちみんなが大きく依存しています。道や公園ができて便利をしています。土地がつくりだす自然環境や生態系に命を守られ、景観を楽しんでいます。そんな限りある貴重な資源、土地。その取り引きには、どんなとき届けが必要か、どんな基準があるのか、などを紹介します。

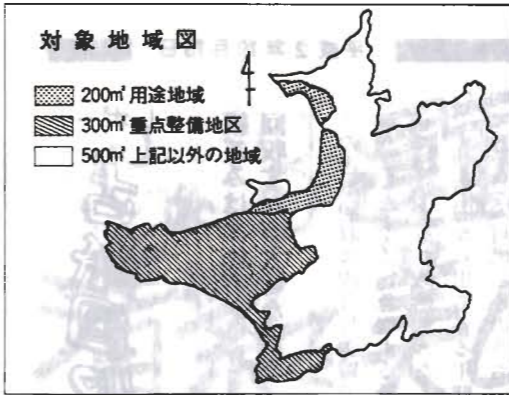


表1

監視区域指定区域	届出が必要 な面積
①都市計画法に基づく用途地域内(館山、北条、那古、船形地区の市街地)	200㎡以上
②房総リゾート地域整備構想に基づく重点整備地区(館山、北条、神戸地区の一部西岬、富崎地区の全部)	300㎡以上
③①、②以外の地域	500㎡以上

### 適正な土地利用のため届け出の制度が

国土は限られた資源です。わたしたちの生活や生産活動になくてはならないものです。この土地をみんなが自分勝手に利用したり、自分の利益だけを考へて投機的な取引引きをしたらどうでしょう。地価の高騰や住宅難、乱開発による自然環境の破壊など、様々な問題が既に発生しています。

国土利用計画法では、このような問題を防ぎ、適正で合理的な土地の利用をするため、土地取引の段階で事前に審査する届出制度を設けています。

### 11月1日からさらに対象面積を引き下げ

届け出しは区域ごとに一定面積以上の取引引きの場合、必要です。対象になる面積は十一月一日

から、さらに引き上げられ、館山、北条地区などの市街地なら二〇〇㎡以上、西岬や神戸のリゾート重点整備地区なら三〇〇㎡以上、その他の地区では五〇〇㎡以上の取引引きの場合に届けなければなりません(表一参照)。

届けが必要な面積かどうかの判断は、ひとつかたまりの土地で行ってください。一図のように、ひとつひとつの取引引き面積は少なくても、合わせると届出対象面積以上になるときは、すべての取引引きに届けが必要です。土地と一緒にそこにある建物や立木などを取り引きするときは、その予定対価も届けてください。

### 契約の6週間前までに都市計画課へ

土地取引をしようとする当事者、例えば、売買であれば売主と買主は、取引引きの予定価格や利用目的を書いた届出書を契約をする六週間前までに、都市計画課に出してください。

取引引き価格と利用目的を審査し、価格があまりにも高かったり、利用目的が不都合だったり、投機的な取引引きだったたりした場合、取引引きの中止や変更

### 届出から契約まで





### 消防車2台が新車に

10月4日、消防車の貸与式が行われ、市から消防団第2分団4部(那古)と第8分団20部(南条)に新車が引き渡されました。これまでの車が老朽化したため、一台七百九十万円で購入したものです。市民の安全を守るため、さっそく、第一線に配置されました。

### 福祉カーをご利用ください 高齢者や障害者の旅行などに

福祉カー「ゆうあい館山号」が10月1日から利用できます。

この車はワゴンタイプの6人乗り、387万円で購入しました。心身障害者(児)や高齢者が各種会合に参加したり、旅行したりするときに車いすや寝たまままで利用できます。

貸し出す対象は、障害者や高齢者とその家族、社会福祉の団体や法人、ボランティアの登録者です。使用できる期間は1回につき2日間。無料で利用できますが、燃料は自己負担になります。

申し込みは、利用日の7日前までに市福祉事務所(☎22-3111内線273)へどうぞ。

このときに、利用者の印鑑、身体障害者手帳か療育手帳、運転者の運転免許証、市外で使用する場合は日程表が必要となります。



### 毎日が驚きと発見、そして失敗 —青少年海外派遣での体験談から—

ふるさと創生一億円を使い、海外派遣した青少年4人は、それぞれ、別々にアメリカやヨーロッパで、およそ18日間の生活体験をして、無事帰国。こんな体験談が届きました。

「毎日が驚きと発見、そして失敗。でも楽しい18日間でした。(栗原千恵さん、高校生)。

「日本人観光客があまり来ない所で、現地の人と交流。その暮しぶりに興味がわいた」(渡邊勝さん、大学生)。

「けっこう恵まれた家にホームステイしたなと思っていたら、あまり食事が…」(山口晶子さん、高校生)。

「あなたはもう家族の一員よ、と私を受け入れてくれた、ホストファミリーにまた会いたい」(鈴木理恵さん、写真から2人目、大学生)。

海外での失敗や「あまり食事が」という体験こそが大切です。一般の旅とは違うところを感じ、その力をぜひ郷土のために。来年も4、5人を派遣する予定です。



### 小雨のなか、「八幡のまち」盛りあがる

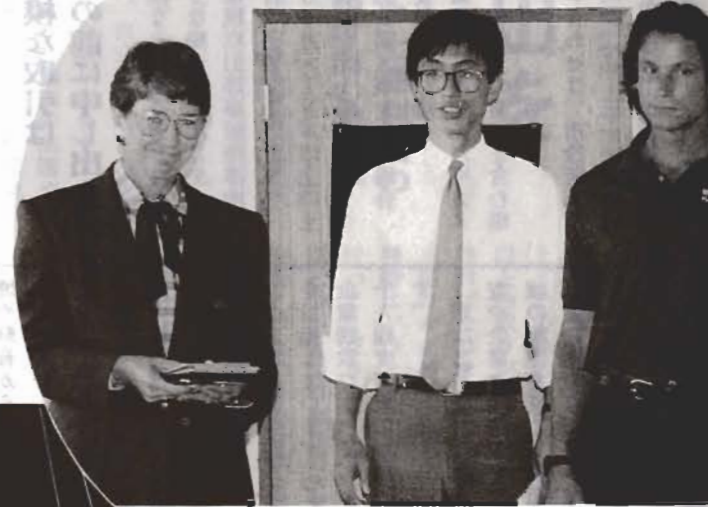
今年も、房州の秋を告げる「八幡のまち」が盛大に行われました。小雨の中、多くの観衆が勇壮な山車や神輿に酔いしれていました。



「市民のひろば」への投稿をお待ちします。毎日の暮らしのヒント、身近な意見などを400字以内にまとめてお送りください。電話でもけっこうです。あて先は、北条1145-1、市役所市長公室広報係です。

9月28日、館山市役所に、姉妹都市アメリカ合衆国ベリンハム市から人事課長のカスリン・ハノウエルさんと公園担当のジェームス・ルイスさんの二人派遣されてきました。これは両市が今年から始めた職員交換事業によるもので、10月25日までホームステイをしながら、専門分野の行政システムを勉強する予定です。

### ベリンハム市から 職員2人が



### ソ連ナホトカ市の ヨットチーム寄港

ソ連ナホトカ市のヨットチームが、先月25日から3日間、館山に寄港しました。ベリンハム市で7月に開催された姉妹都市対抗のヨットレースで館山外洋ヨットクラブとの交流が深まり、帰りに寄ったものです。ソ連は近くて遠い国。でも、「海はつづいている」とチームの一人。





第43回

# 館山市文化祭を開催

10月16日～12月16日

今年の館山市文化祭の日程が決まりました。10月16日の文化講演会（商工会館）を皮切りに、市民センター、コミュニティセンターなどを会場に多彩な行事を計画しています。日程行事は下表のとおりです。くわしくは、市教育委員会社教文化課（☎22-3111 内線206）へ。

会場	月日	時間	催し物
市民センター	10/21	9:00～	吟道大会。
	11/ 3～ 4	9:00～	ユネスコ展、写真展。
	11/ 3	13:00～	主婦クラブ。
	11/ 4	10:30～	館山市芸術フェスティバル、文化団体表彰式。
	11/ 9	9:00～	子ども音楽会。
	11/11	13:00～	市民音楽祭。
	11/17	14:30～	館山吹奏楽団。
	11/23	9:00～	館山市民謡連盟。
	12/16	11:00～	尺八・箏・三絃竹絃社。
コミュニティセンター	10/27～28	9:00～	市民美術品展、竹工芸展。
	11/ 3～ 4	9:00～	青年団体展、生物展、ハンドルハムクラブ展、ユース展、切手展、詩人展、書道展、華道展、盆栽展、木根展、水石展、篆刻展、市民コーナー展。
	11/ 3	10:30～	お茶席、野点。
	11/ 4	9:30～	謡曲発表会。
	11/ 5～11	9:00～	美術展。
	11/11	10:00～	短歌会。
	11/17	13:30～	文化財保護協会講演会。
北小体育館	11/ 2～ 3	9:00～	学芸展。
安房支庁	11/ 3	9:00～	俳句会。
商工会館	10/16	13:15～	文化講演会。
	10/21	10:30～	長唄発表会。

## 市立博物館

### 「ほりだされた安房の遺跡」

#### 企画展開催

市立博物館では、企画展「ほりだされた安房の遺跡」を開催します。これは近い将来、大規模開発が予想される安房地方におけるこれまでの考古学研究成果を紹介し、埋蔵文化財の保護の必要性を理解してもらうためのものです。

明治時代に館山の城山下で出土された安房の遺跡「白磁四耳壺（はくじしじこ）」などを紹介しながら原始・太古の社会にズームアップ……。当時の生活を、百点以上の出土品とパネルをおして再現してゆきます。企画展期間中の十一月三日（土）には、講演会も開催します。

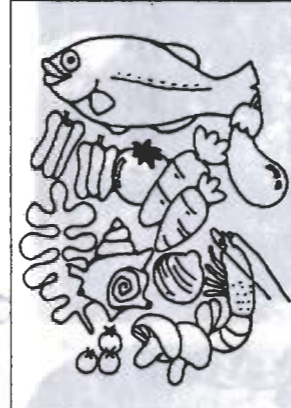
講師は、国学院大学教授の小林達雄先生。

期間／十月二十日（土）から十一月二十五日（日）まで。開館時間は九時から四時半まで。休館日は毎週月曜日と十一月十日（火）です。ただし十一月十二日（月）は開館します。

展示会場／市立博物館本館  
料金／高校生・一般 100円、小学生 50円、中学生 80円、小・中学生 100円、（ ）は団体料

## 11月10日 産業まつり

### 市民センター



11月10日、市民センターで第2回館山市産業まつりを開催します。大人も子供も楽しめるコーナーがいっぱい。家族そろってみんなで行こう。

**★直販コーナー**  
魚介類や農産物のほか、各種加工品を生産者が直販します。新鮮で種類も豊富。

**★ゲーム・クイズコーナー**  
ビール銘柄当てクイズや金魚すくいなど、楽しい催し物がいっぱいです。

**★無料サービスコーナー**  
もちつきや魚介類バーベキューのほか、海賊鍋や山賊鍋のサービスもあります。何ととっても、採れたての農水産物を、その場であじわえるのが魅力。

問い合わせは、館山市産業まつり実行委員会事務局（市農水産課☎22-3111 内線232）へどうぞ。

## 食と緑のメッセ '90 ちば博覧会

11/18～12/16 幕張メッセで開幕

“食と緑…輝かしい生命の未来”をテーマに食と緑の博覧会—ちば'90が11月18日から12月16日までの29日間、幕張メッセで開催されます。わたしたちが生きていくために欠かせない食と緑の現状とさまざまな問題を、5.4ヘクタールの広大な幕張メッセを会場に、楽しくわかりやすい展示をとおして紹介するものです。

### 3つのゾーンで展開

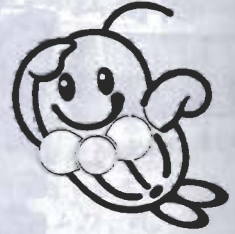
会場は(1)テーマゾーン(2)テーマ展開ゾーン(3)会場演出

ゾーンの3つのゾーンで展開されます。

(1)テーマゾーン  
生活のなかで「食と緑」との関係性を①生活・文化②技術③自然・環境の3つの視点でとらえ、新しい食と緑の世界とその未来をわかりやすく展示します。

(2)テーマ展開ゾーン  
博覧会のテーマに沿って市町村、企業、団体などがアイデアいっぱいの展示をします。当市も館山市コーナーを設け、らっきょうやワカメなどの特産物や唐棧織、房州うちわなどの伝統工芸品を展示します。

(3)会場演出ゾーン  
世界のレストランやワールドパズルなど世界各国の食事や買物を楽しむゾーン。期間中はさまざまな楽しいイベントがくりひろげられます。





### 三種混合の接種

#### 秋三回目の日程

百日ぜき、ジフテリア、破傷風の三種混合予防接種の三回目を行います。該当者はつぎのまい会場どうぞ。

該当者／一期は、生後二十四か月から四十八か月までの手で、三期追加接種は、二期を受けた後、一年から一年半の間に二期必要です。年齢は六十六か月まで受けられます。

注意／料金は無料。当日体温を計ってきてください。三十七度以上は受けられません。母子手帳と筆記用具をお忘れなく。問診票は、記入もれのないように注意してください。

#### 秋三回目の日程

実施場所	月日	曜	実施時間
神戸地区公民館	11月27日	火	10:00~10:20
富崎地区公民館	11月27日	火	10:30~10:50
西岬東地区公民館	11月27日	火	14:00~14:20
豊房地区公民館	11月27日	火	14:40~15:00
那吉地区公民館	11月28日	水	10:00~10:30
船形地区公民館	11月28日	水	10:40~11:00
館山地区公民館	11月28日	水	14:00~14:30
九重地区公民館	11月29日	木	10:00~10:20
館野地区公民館	11月29日	木	10:30~10:50
保健センター	11月29日	木	14:00~14:30

### 救急当番医

- 10月28日
  - 黒川医院 (内・外・児) 館山22-0520
  - 亀田病院 (内・外・児・産) 鴨川 2-2211
- 11月3日(出)
  - 鋸南国保 (内・外・児) 鋸南55-2125
  - 亀田病院 (内・外・児) 鴨川 2-2211
- 11月4日
  - 伊賀病院 (内・外・児) 館山22-1180
  - 東条第二 (産婦) 鴨川 2-2138
- 11月11日
  - 江口医院 (内・外・児) 館山22-2332
  - 青木医院 (内・外・児・産) 丸山46-4103
- 11月12日(月)
  - 山口医院 (内・外・児) 館山23-3531
- 11月18日
  - 館山病院 (内・外・児・産) 館山22-1122

### 年金相談

ねんきん ねんきん ねんきん

こくほ こくほ こくほ

国保の現状

### 国民年金保険料の未納期間が多いが

問い 私は、現在国民年金に加入していますが、未納期間が多く、老齢基礎年金を受給できないと思っております。未納期間が多いが、国民年金保険料を支払わなければならないのですか。

### 強制加入者には納付義務が

国民年金は、原則として日本に住む二十歳以上六十歳未満のすべての人が加入しなければならぬ強制加入の制度になっています。強制加入者は国民年金保険料の納付義務が課せられていますので、保険料を支払わなければならないのです。

老齢基礎年金を受給するためには最低二十五年の納付、または免除期間(ただし、生年月日により受給資格期間の短縮があります。別表参照)が必要になります。この受給資格期間には過去の厚生年金や共済組合に加入していた期間(昭和六十一年四月以後に納付または免除のある人は、脱退手当受領期間も含む)や、配偶者が厚生年金や共

済組合へ加入していたため、任意加入しなかった期間等も算入されます。ですから未納期間が多く、老齢基礎年金を受給できないと思っている人は、もう一度過去に厚生年金や共済組合の加入期間がないか、確かめてください。厚生年金や共済組合の期間がわからない場合は、勤務先の名前及び所在地を確認のうえ、厚生年金は社会保険事務所へ、共済組合はそれぞれの共済組合へ照会してください。なおもし老齢基礎年金の受給資格期間を満たすことができない場合でも、保険料を納めることにより、万

一事故のときに遺族基礎年金や障害基礎年金を受給することができる場合があります。



### 交通事故にあつたらすみやかに届け出を

交通事故などで、第三者から傷害を受け、国民健康保険を使って治療を受けるときは、まず「第三者行為による傷病届」を市役所に提出してください。必要な書類は、市民課国保係に用意してあります。

国保加入者が第三者からけがなどさせられたときにかかる医療費は、加害者(第三者)が全額負担することになりますが、そのときでも、国保を使って治療を受けることができますので、すみやかに国保係へ相談してく



### 不用品情報

市は、みなさんの不用品交換のお手伝をします。売り買い、ほしいなどの希望をお寄せください。お問い合わせは、商工観光課消費生活係(☎三三三三三三)へどうぞ。

希望します  
扇風機 無料  
子供用三輪車 無料

十四イシチ女子用自転車 補助輪付 五千円程度  
CDプレーヤー 相談  
ヘルスラシナー 相談  
洗濯機 二万二千円  
ガス湯沸かし器付き風呂桶 二万二千円  
男児靴十八回蒸色七五三用 無料  
室内用すべり台 無料

---

### トイレは水洗に?

私の家は汲み取り式のトイレですが、下水道ができるのと水洗トイレにしたいのですが、聞きまじりたが本当ですか?

A 本当です。下水道が使用できるようになってから三年以内に水洗トイレに改造しなければならぬと法律で定められています。

浄化槽式の水洗トイレはどうなりますか?

A 下水道では汲み取り式トイレだけでなく、浄化槽式の水洗トイレもその使用をやめて、直接下水管へ接続

トイレの話を  
する方法を取らなければなりません。  
下水道はその区域内すべて尿や家庭排水などを集め、衛生的で快適な環境の実現を目的としています。ですから、し尿をほかの汚水といっしょに直接下水管へ流し込み、処理場で処理することになります。

このコーナーは今月からの新連載です。下水道に関する質問などがありましたら、市下水道室(☎二二二二二二)内線(二三三三)へお問い合わせください。

すてきだね きれいな川と下水道

- ### 国保の現状
- 国保で治療を行うと、自己負担三割分を除く治療費七割分を国保が支払い、その分を被害者にかわって加害者へ請求することになります。
- 加害者と被害者の話し合いが、示談をする場合に「医療費は国保扱いとする」などの内容が入ってしまうと、被害者に対し請求できなくなる場合があります。最近、この届出が遅れたり、忘れる人がいますが、事務に支障がでるばかりでなく、それは国保運営に支障をきたすものにもなりかねません。間接的には、みなさんの支払う国民健康保険税に影響することにもなりますので、すみやかに届け出てください。
- #### ▼交通事故にあつた時の注意
- 警察に届けて交通事故証明書をもらう。
  - 国保係に「第三者行為傷病届」を提出する。
  - 示談は国保係に相談してからおこなう。
  - 届けに必要な書類
  - 保険証
  - 印章
  - 交通事故証明書